リそな年金研究所

企業年金ノート

【本	題】	確定給付企業年金の 2019 年度財政決算結果について	Ρ1
【コラ	5ム】	企業年金基金における出納員の役割と現金・物品管理について	Ρ7

確定給付企業年金の2019年度財政決算結果について

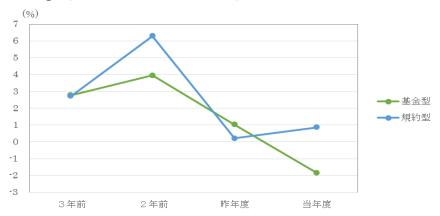
1. はじめに

弊社に総幹事業務を委託いただいている確定給付企業年金制度の 2019 年度財政決算結果(資産運用利回りおよび積立比率等の分布状況など)について、過去の推移を交えながら解説いたします。なお、基金型については 2020 年 3 月末決算(全 66 件)を、規約型については 2019 年 9 月末決算、2019 年 12 月末決算、2020 年 3 月末決算および 2020 年 6 月末決算(全 961 件)を対象に集計しております。

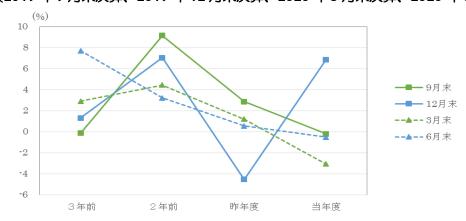
2. 資産運用利回りおよび予定利率について

資産運用利回り(運用報酬控除後の時価ベース利回り)平均値の推移は〈図1一①〉および〈図1一②〉の通りです。資産運用利回りの平均は基金型で△1.84%(昨年度 1.03%)、規約型で 0.87%(昨年度 0.22%)となり、基金型は昨年度から低下し、規約型は昨年度同様低い水準となりました。規約型の決算期毎の推移を見ると、昨年度は 2018 年 9 月末決算 2.87%、2018 年 12 月末決算△4.53%、2019 年 3 月末決算 1.20%、2019 年 6 月末決算 0.55%であったのに対し、今年度は、2019 年 9 月末決算△0.19%、2019 年 12 月末決算 6.85%、2020 年 3 月末決算△3.07%、2020 年 6 月末決算△0.50%となりました。2019 年 12 月末決算 年度からの反動もあり、大きなプラスとなりましたが、その他の決算期においては昨年度を下回り、特に 2020 年 3 月末決算では新型コロナウイルス感染拡大の影響で一時的に株価が急落した影響を受けました。また、資産運用利回りおよび掛金率の算定に用いる予定利率の分布状況は、〈図2一①〉および〈図2一②〉の通りです。予定利率は年 2.0%~2.5%を中心として分布しており、今年度の資産運用利回りは 2019 年 12 月末決算では多くの制度で予定利率を下回らなかったものの、その他の決算期では基金型、規約型ともに大半が予定利率を下回っていることが分かります。

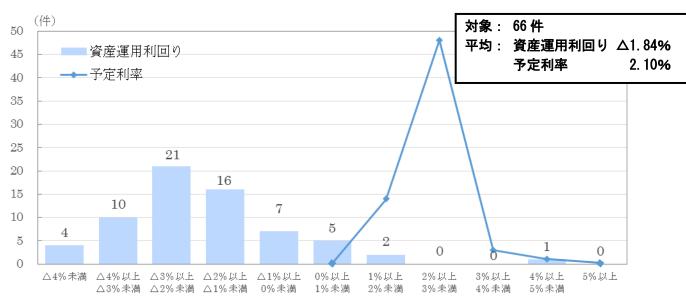
<四1−①>資産運用利回り平均値の推移



<図1-②>規約型の四半期ごとの資産運用利回り平均値の推移 (2019年9月末決算、2019年12月末決算、2020年3月末決算、2020年6月末決算)



<図2-①>基金型における資産運用利回りおよび予定利率の分布状況(2020年3月末決算)



<図2-②>規約型における資産運用利回りおよび予定利率の分布状況 (2019年9月末決算、2019年12月末決算、2020年3月末決算、2020年6月末決算)



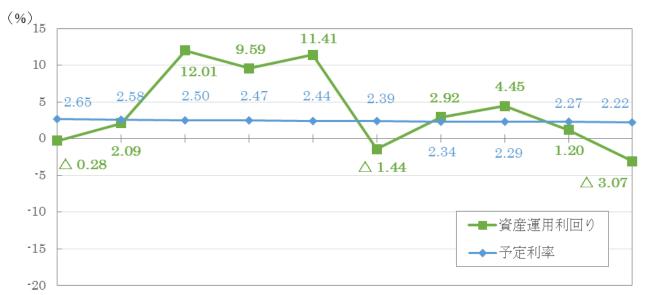
過去 10 年間の資産運用利回りおよび予定利率の平均値の推移は、<図3-①>および<図3-②>の通りです(規約型は3月末決算のみを対象に集計)。当年度の資産運用利回りは、2019 年度末に新型コロナウイルス感染拡大の影響で一時的に株価が急落したこともあり、2018 年度の実績から大きく低下する結果となり、基金型・規約型いずれもマイナスとなりました。予定利率は、財政運営の安定志向を反映して、ここ 10 年間は一貫して低下傾向にあります。直近5年でみると、2016年度から2018年度までは資産運用利回りの平均値と予定利率の平均値との乖離は比較的小さいものでしたが、2019年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響などもあり、資産運用利回りの平均値が予定利率の平均値を大きく下回ることとなりました。そのため、多くの制度で利差損が発生しました。

<図3-①>基金型における資産運用利回りと予定利率の推移(3月末決算)



2010年度 2011年度 2012年度 2013年度 2014年度 2015年度 2016年度 2017年度 2018年度 2019年度

<図3-②>規約型における資産運用利回りと予定利率の推移(3月末決算)



2010年度 2011年度 2012年度 2013年度 2014年度 2015年度 2016年度 2017年度 2018年度 2019年度

(注)3月末決算のみを対象に集計。

3、継続基準の積立比率について

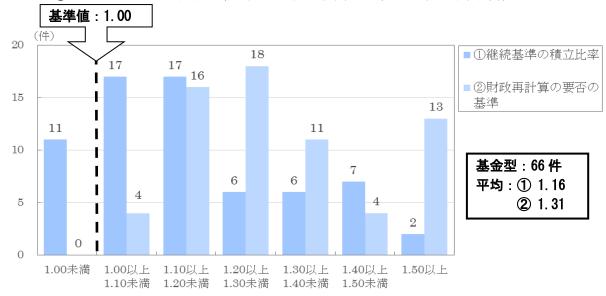
〈図4-①〉および〈図4-②〉は、継続基準の積立比率(=純資産額÷責任準備金)の分布状況です。 継続基準の財政検証は、年金制度が今後も継続していく前提で将来の給付を賄うため必要な額(責任準備金)に対して積立金を十分保有しているかどうか検証するものであり、当該比率が1.00以上であることが求められます。ただし、1.00を下回っていても、財政再計算の要否の基準(=(数理上資産額+許容繰越不足金)÷責任準備金)が1.00以上であれば、財政再計算の実施を留保することができます。

低調な運用環境もあり、積立比率の平均値は、基金型 1.16(昨年度: 1.19)、規約型 1.24(昨年度: 1.27)と、基金型、規約型ともに昨年度と比較して低下しました。

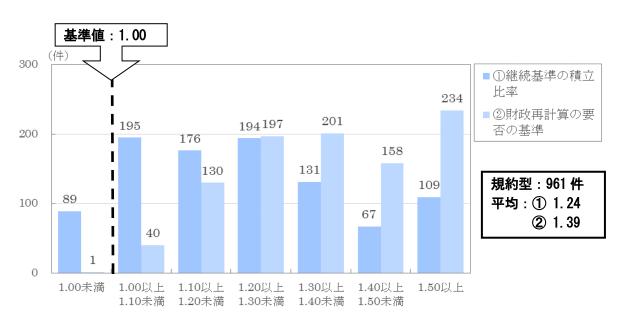
また、「継続基準の積立比率」が基準値を下回る制度は基金型で 11 件、規約型で 89 件ありましたが、 一方で、「財政再計算の要否の基準」において基準値を下回る制度は基金型で 0 件、規約型で 1 件と、大 半の制度において財政再計算の実施を留保することができる結果となりました。

なお、リスク対応掛金の導入など新たな財政運営基準が導入されたことに伴い 2018 年 1 月 1 日を基準日とする財政計算より順次責任準備金の算定方法が変更されており、従来よりも責任準備金が積立金に近い額となるため、今後は継続基準の積立比率の変動が抑制されていくことが見込まれます。

<図4-①>基金型における継続基準の積立比率の分布状況(2020年3月末決算)



<図4-②>規約型における継続基準の積立比率の分布状況 (2019年9月末決算、2019年12月末決算、2020年3月末決算、2020年6月末決算)

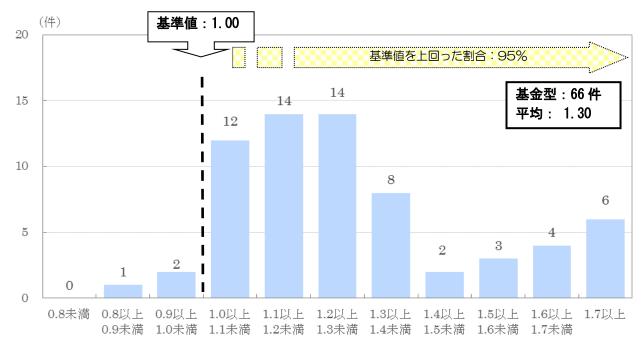


4. 非継続基準の積立比率について

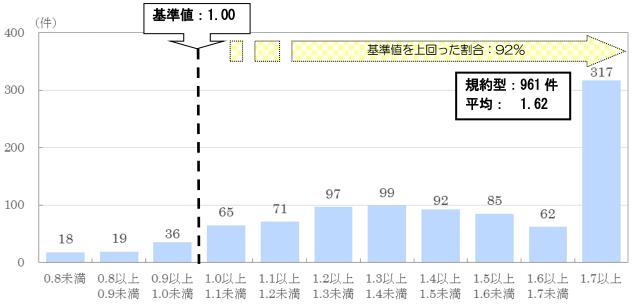
<図5-①>および<図5-②>は、非継続基準の積立比率(=純資産額÷最低積立基準額)の分布状況です。非継続基準の財政検証では、年金制度を終了した場合に既に発生しているとみなされる債務(最低積立基準額)に対し積立金を十分保有しているか検証するものであり、当該比率が1.00以上であることが求められます。

2019 年度の積立比率の分布状況は、基金型においては全体の約 95%(昨年度:97%)が、規約型においては全体の約 92%(昨年度:94%)が基準値を上回っております。また積立比率の平均値は、基金型 1.30(昨年度:1.43)、規約型 1.62(昨年度:1.66)でした。2019 年度は、2019 年 12 月末決算では運用環境が好調だったものの、他のすべての期では 2018 年度より運用環境が低調だったため、積立比率は低下し、基金型・規約型いずれも基準値を上回った制度の割合は低下しました。ただし、多くの制度では、2017 年度までの好調な運用環境により積み上げた剰余の水準が高かったため、基準抵触には至りませんでした。

<図5-①>基金型における非継続基準の積立比率の分布状況(2020年3月末決算)



<図5一②>規約型における非継続基準の積立比率の分布状況 (2019年9月末決算、2019年12月末決算、2020年3月末決算、2020年6月末決算)

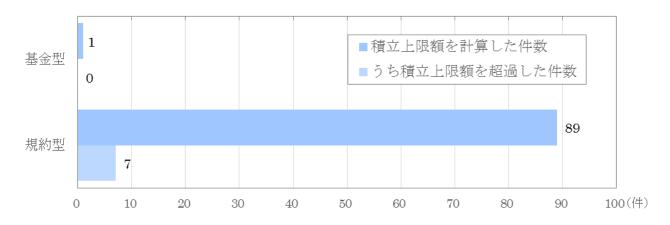


5. 積立超過の財政検証について

積立超過の財政検証では、数理上資産額が積立上限額を超過していないかどうかを検証します。積立上限額は、「積立上限額算出のための数理債務」と最低積立基準額のいずれか大きい額を 1.5 倍した額ですが、「積立上限額算出のための数理債務」は、より保守的な見込みで計算するため、財政検証における数理債務の額以上となります。そのため、数理上資産額が財政検証における数理債務と最低積立基準額のいずれか大きい額を 1.5 倍した額を上回らない場合は、数理上資産額が積立上限額以下となることが確実となるため、積立上限額の計算は不要とされています。

〈図6〉は、基金型、規約型において積立上限額を計算した件数および積立上限額を超過した件数です。 積立上限額を超過した制度は、基金型で0件(昨年度:0件)、規約型で7件(昨年度:7件)でした。積立上限額を超過した場合は、遅くとも当該事業年度の翌々事業年度の最初に拠出する分から、掛金を一部または全部停止しなければなりません。

<図6>積立超過の財政検証の状況



6. まとめ

2019 年度は、2019 年 9 月以降国内外の株価が上昇していましたが、2020 年 3 月頃には新型コロナウイルス感染拡大の影響で一時的に株価が急落したこともあり、年度全体で見ると運用環境が低調に推移したといえます。そのため、継続基準の積立比率は昨年度より低下し、基準値を下回る制度が昨年度に比べ増加しました。一方で、許容繰越不足金以内の不足に収まったため、ほとんどの制度で財政再計算の実施を留保することができました。ただし、後述にもあるように積立水準を引き上げていくためには、許容繰越不足金の範囲内の不足であっても、財政再計算を実施することで積立不足を早期に解消することが望ましいと考えます。

非継続基準の積立比率についても、継続基準と同様に低下しました。また、足元の国債の利回りは依然低位で推移していることから、今後も最低積立基準額の算出に使用する予定利率は低下していくことが予想されます。そのため、最低積立基準額は増加し、非継続基準の積立水準はさらに低下することも考えられます。それに加えて、2018年6月に非継続基準に抵触した場合における「積立比率方式による特例掛金」の計算方法が変更され、これにより特例掛金の拠出が必要と判定されるケースが増加しています。これらを踏まえ、特に非継続基準に抵触している、あるいは抵触しそうな制度については、特例掛金の発生を抑えるために、特別掛金により過去勤務債務を早期に償却することやリスク対応掛金を導入すること等により、積立水準の引き上げをご検討いただくことが望ましいと考えます。

(年金業務部 年金信託室 三輪 直之)

企業年金基金における出納員の役割と現金・物品管理について

現金や物品の厳正な管理は一般企業に限らず企業年金においても、不正防止の観点から極めて重要なポイントといえます。特に企業年金基金は母体企業とは独立した一法人として厳正な取扱いが求められます。 そこで今回のコラムのテーマは、「企業年金基金における出納員の役割と現金・物品管理」をとりあげます。 某信託銀行の事務職員「Aさん」と、その上司「B課長」とのディスカッションをご覧ください。

Aさん: 先日、当社幹事の企業年金基金の事務長から現金・物品管理について相談がありました。具体的には、企業年金基金事務局で現金を扱わない、所謂キャッシュレスにしようと考えているとのこと、出納員のそもそもの役割や現金・物品の管理について留意事項を教えてほしいということでした。自分の中で整理できていなかったので、即答できませんでしたのでご教示ください。

B課長:わかりました。それでは、確定給付企業年金(DB)における法令上の観点と過去の行政監査の 主な指摘事項を整理しておきましょう。まずは、DBの法令上、現金や物品についてどんな記載 がなされていますか?

Aさん: はい。 法律や政省令には特に規定されておらず、出納に関して事業運営基準*に以下2点について規定されていました。

- ・出納の担当者の業務及び責任の範囲を明確にしておくこと。
- ・現金の出納及び保管は、厳正かつ確実に行うこと。

*確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について(H14.3.29年企発第0329003号・年運発第0329002号厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長・運用指導課長から地方厚生(支)局長あて通知)(別紙2)確定給付企業年金の事業運営基準2.企業年金基金の組織及び運営に関する事項(7)財務及び会計

B課長:その通りです。では次に、過去の行政監査において現金や物品の管理についてどんな指摘事項がありますか?

Aさん:はい。主に以下のような指摘事項がありました。

- キャッシュカードの使用者を定めること。
- ・公共交通機関のプリペイドカード等の使用簿を作成すること。
- ・企業年金基金の通帳などを母体企業の金庫に保管しているが、事故防止の観点から混在管理は 避けるべき。
- ・公印、現金、金券、有価証券類及び預金通帳等の管理は常務理事が施錠可能な金庫等により責任をもって厳重に管理すること。
- 出納員を任命すること。
- 出納員が交替するときは、引継書を作成すること。
- ・出納事務に関し、複数人の役職員で確認し相互牽制を図ること。

B課長:よく調べてくれました。まず、出納とは一般的に「現金や物品を出し入れすること」と定義されます。これを企業年金基金の業務に置きかえた場合、「現金」と「物品」とは、具体的に以下の種類をさすものと考えられます。

【現金】

手許現金/切手/小切手/印紙/定額小為替/キャッシュカード(通帳+印鑑)/公共交通機関の I Cカード

【物品】

固定資産に属さない器具(机やロッカー等)/備品(パソコンや文房具など)

Aさん:なるほど、現金は所謂、手許現金だけでなく切手や小切手、キャッシュカードや公共交通機関のICカードなども含めるということですね。

B課長:その通りです。過去の行政監査の指摘事項からわかるように現金化できるものは現金ととらえて 厳正かつ確実に取り扱う必要がある、ということです。

Aさん:わかりました。それでは次に現金、物品の管理における留意事項について教えてください。

B課長:まずは現金からみていきましょう。現金の適正な管理、という観点では主に以下の点に留意する 必要があるといえます。

- ①出納員の定期的なローテーションの実施
- ②切手などの使用時は受渡簿に記入のうえ決裁
- ③現金と管理簿(受渡簿)の残高(有高)確認を毎日実施
- ④キャッシュカードの使用者を明確化
- ⑤公共交通機関の I Cカードなどの使用者及び使用状況を厳格に管理
- Aさん: ①に関して、お問い合わせを受けた企業年金基金では常務理事・事務長・事務職員の3名体制の ため、なかなかローテーションができないという事情があるようです。

B課長:出納員のローテーションを行う最大の目的は不正防止なので、そもそもローテーションを行うこ とが難しい体制の場合は、出納業務が一人完結にならないこと、常務理事や事務長などの決裁を 形骸化させないこと等、ガバナンスを確保することが重要といえるでしょう。

Aさん:③に関して、現金と有高の確認を毎日ではなく、例えば月次で行うことは可能なのでしょうか?

B課長:事業運営基準の「厳正かつ確実に行うこと」という規定から、好ましい対応とはいえません。手 許現金や切手・小切手の使用有無に関わらず、現金と有高の確認は業務終了時、金庫に保管する 前に厳正に行うことが重要です。

Aさん:次に物品の管理について留意事項を教えてください。

B課長:物品の管理については、物品管理簿を作成し、購入時には「年月日」「購入金額(数量・単価)」 などを記載の上、少なくとも月次で確認を行います。

Aさん:わかりました。物品管理簿の書式例があれば教えてください。

B課長:(図表)に一例を紹介しますのでご参考にしてください。型番を摘要欄に記載する等して、出来る だけ詳細に管理することが望ましいといえます。

(図表)

		物品	管 理	簿			
(品目)		-					
年月日	摘要	受入	払出	残高	取扱印	検印	
471		数量	数量	数量		JY H	
\$	S	S	S	S	S	\$	

Aさん:話は変わりますが、過去の行政監査で、出納員が交替するときは引継書を作成する旨の指摘事項 がありましたが、引継書の作成は必須でしょうか? その場合、留意事項があれば教えてください。

B課長:引継書の作成は、一般的に担当者の長期休暇の際や担当交替の際に必要な手続であり、企業年金 基金における現金・物品管理においても、事故(現物と帳簿が不一致となる事象)が発生した場 合に、原因の特定を迅速に行うために有効です。また、責任の所在の明確化という点で事業運営 基準における「責任の範囲を明確にしておくこと」そのものであり、引継書の作成は必須といえ ます。なお、引継書には未処理事項や注意を要する事項など引継者への申送事項をもれなく記載 することが重要です。

Aさん:今日教えていただいたことを整理して早急にお客様へ回答します。有難うございました。

(りそな年金研究所 事務局)

企業年金ノート 2020(令和 2)年 10 月号 No.630

編集・発行: 株式会社りそな銀行 年金業務部 年金信託室 りそな年金研究所

〒540-8607 大阪府大阪市中央区備後町 2-2-1

TEL: 06-6268-1830 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp

りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCo のお客さま): https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html

りそな企業年金ネットワーク: https://resona-nenkin.secure.force.com/

確定拠出年金スタートクラブ: https://dc-startclub.com/

